

学校法人聖路加国際大学常任理事会規程

(総則)

第1条 この規程は、学校法人聖路加国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第17条および第46条、ならびに学校法人聖路加国際大学寄附行為施行規則第19条の定めに基づき、常任理事会に関する事項について定める。

(構成)

第2条 常任理事会は次の各号に掲げる理事で構成する。ただし、理事長は必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

- (1)理事長
- (2)常務理事
- (3)寄附行為第6条第1項第1号に掲げる理事
- (4)寄附行為第6条第1項第2号に掲げる理事
- (5)理事長が指名する理事
- (6)法人事務局長

2 監事は、常任理事会に出席するものとする。

3 常任理事会を構成する理事を常任理事と称する。

(招集・運営)

第3条 常任理事会は理事長が招集し、議長となり、その議事を総括する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する理事が議長の職務を代行する。

(開催)

第4条 常任理事会は、原則として毎月1回開催するものとし、必要があるときは臨時に開催することができる。

(審議事項)

第5条 常任理事会は、以下の各号に掲げる事項について審議し、決裁する。

- (1)理事会および評議員会提出議案の作成に関する事項
- (2)理事会決議事項の執行に関する事項
- (3)その他理事会の議決を要しない常務に関する事項

2 前項の審議事項の詳細については、別表に定める。

(審議事項の決裁)

第6条 常任理事会の決裁は、決裁事項について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の半数以上が出席し、構成員の過半数をもって行う。ただし、過半数で決せず賛否同数の場合は、理事長の決裁による。

2 緊急やむを得ないときは、理事長は法令および寄附行為に反しない限り、常任理事会の決裁を経ないで執行することができるが、この場合は直後の常任理事会に報告するものとする。

(大学運営会議・病院運営会議)

第7条 常任理事会は、大学及び病院の運営に関する諮問を行うため、大学運営会議および病院運営会議を設置する。大学運営会議および病院運営会議に関する規程は、別に定める。

(議事録)

第8条 常任理事会の議事については法人事務局で記録を作成する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は平成16年2月27日から施行する。

(注)平成16年に成立する私立学校の改正及び学校教育法等の改正によって関係法令の変更があった場合は、直ちに改正することとする。

2. 改定：2013年2月27日(全面改定)

3. 改定：2013年5月30日(第1条・総則、第4条・開催、第6条・大学運営会議)

4. 改定：2014年4月1日(全面改定)

5. 改定：2015年5月27日(第7条・大学運営会議・病院運営会議、別表)

6. 改定：2015年9月30日(第1条・総則、第7条・大学運営会議・病院運営会議、別表)

7. 改定：2020年2月27日(別表)

8. 改定：2020年4月1日(第1条・総則)

9. 改定：2022年4月1日(第1条・総則、別表)

別表

第5条に定める審議事項は以下のとおりとする。

1. 寄附行為により評議員会に付議することが明記されている事項についてその方針、原案等
 - (1) 予算及び決算の編成に関すること
 - (2) 経営状況の確認に関すること。
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く)に関すること
 - (4) 法人の基本財産の変動に関すること
 - (5) 寄附行為の変更及び重要な諸規則の制定改廃に関すること
 - (6) その他、この法人の業務に関する重要事項に関すること
2. 理事会に付議する事項についてその方針、原案等
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任（寄附行為第6条第1項第1号及び第2号の理事を除く。）並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 理事長の選任
 - (3) 学長任用規程により学長として選出された者の承認及び解任
 - (4) 院長任用規程により院長として選出された者の承認及び解任
 - (5) 各年度の予算の承認その他財政に関する業務のうち特に重要なもの
 - (6) 借入金（一会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）並びに重要な資産の取得及び処分に関する業務
 - (7) 各年度の決算の承認
 - (8) 寄附行為の変更
 - (9) 法人の合併及び解散
 - (10) 収益事業に関する業務のうち特に重要なもの
 - (11) 専任の教員及び一般職員の就業条件の設定に関する業務のうち特に重要なもの
 - (12) 大学の教育研究組織の設置廃止、学生定員の変更等に関する業務のうち特に重要なもの
 - (13) 規則等の制定改廃に関する業務のうち特に重要なもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか法人及び大学の運営に関する基本方針
3. 学納金に関する審議
4. 中長期計画の策定・変更等に関する審議
5. 重要な組織・機構の変更、重要な人事異動に関する審議
6. 重要な施設設備の取得ならびに変更・利用に関する審議
7. 重要な実習施設の契約・利用に関する審議
8. 重要な契約の締結、重要な対外交渉対策等に関する審議
9. 経営に影響を及ぼす可能性のある紛争、訴訟等に関する審議
10. 医療安全に関する事項
11. 重要な労働協約の締結・改廃

12. 理事長名、学長名、院長名による賞罰
13. 大学運営会議および病院運営会議より付議された事項
14. 理事会から常任理事会に特に審議を委譲された事項
15. 1件につき金額1億円以上の寄附金の受入に関する審議
16. その他理事長が必要と認めた事項